



Title	イギリスの社会保障について（１）
Author(s)	多田羅, 浩三
Citation	makoto. 2023, 202, p. 2-7
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/90019
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

イギリスの社会保障について（１）

大阪大学 名誉教授
多田羅 浩 三

人類の社会保障の母国といわれるイギリスでは、どのような歴史の歩みの中で、その体制を育て、確立してきたのか、考えてみたい。

１．イギリスという国

１）征服王とロンドン

今日のイギリス王朝の歴史は、ノルマンディのウィリアム公爵が、ノルマンディで集めた多くとも１万２千人ほどの傭兵を連れてペブンシー湾に上陸し、ヘイスティングスに近いセンラックの丘で1066年10月14日、アングロ・サクソン王ハロルド２世（王位Jan-Oct,1066）の軍を破って、イギリスに征服の第一歩を印した日に始まる。

ロンドンにむかったウィリアム公爵は、ロンドンを強襲することを避けて、ロンドン橋ではなく、ワリングフォードでテムズ河を渡り、周辺地域の村々を破壊して、降伏を促した。結果として、ロンドンはウィリアムを承認し、彼をウェストミンスターに招聘し、12月25日に戴冠式が挙行され、ウィリアム１世が生まれた。そうであれば、ウィリアム公爵は何故、ロンドンを征服しなかったのか、ということは重要なことのはずである。

グリーンが、『イギリスの人たちの小史』（J.R.Green, *A Short History of the English People* Vol.1, MacMillan, 1892）の中で、次のように述べている。

「ウィリアムが征服王の名を負うのは、センラックにおける勝利によるのではなく、ノルマンディからの帰還以降の戦いによる」（Green, p.151）として、「国王を征服王に変貌させたのは、実際は1068年の全国の反乱に対する制圧である。」（Green, p.152）

こうして、当初、ロンドンによって迎えられて、国王となったウィリアム１世は、全国を制圧して、征服王として、名実ともに揺るぎない地歩を確保した。この段階では、ウィリアム１世は、ロンドンを制服することができたのではないか。しかし、グリーンは、次のように述べている。

「そのような力は、しかし、征服された者に対しては有効であるが、王位自体にとって頼りになるというものでは決してなかった。ウィリアムは、新しい王国で、ノルマンディ

では彼の意思のもとにほとんど支配したのではない、王室の力をねたみ、彼ら自身の領地での拘束されない武力面や法律面での独立を熱望する封建貴族たち、法律に従おうとしない高貴な人たちに、取り囲まれていることを知った。征服王が天賦の才を有していたことは、このことの危険性をいち早く認識したこと、そしてそのことに対応した施策の中に示されている。彼は、王就任の正当性を彼自身の手中に確保するために、この国の古い法的な体制を利用した。彼はハンドレッドやシャイアの地方の裁判所を維持し、そこでは全ての自由民が固有の立場を有し、全ての者が王の裁判所の判決に従うというようにさせた。王の裁判所は、初期のイギリスの君主制が終焉に向かう中で、どのような訴えにも耳を貸し、どのような地域からの事例でも法廷で取り上げる権利を有した。」（Green, p.156）

征服したイギリスでは、どれだけの力を持っても、外国人であるという立場にあるウィリアム公爵は、国王に就任するのに、自らの、その場の一時の武力ではなく、ロンドンに迎えられて国王に就任するという形をとって、自らの王位を正当化し、安定したものにするのを考えた。そしてロンドンを代表とする既存勢力を基盤として、王の裁判所の実績を通じて、ウィリアム１世は征服王としての絶大な力を駆使することを考えた。こうしてウィリアム１世以来、イギリス王朝は、ロンドンの権威に特別の敬意を払わざるを得ない歴史を歩んできたのである。

このことは、同じころ日本において天下を握った源頼朝が、幕府体制を開いて、天皇制を残したことに似ているかも知れない。外国人というのに等しい、侍身分という低い身分の頼朝は、天皇に頼まれて幕府の長、将軍職につくという形をとって、天下を支配した。そのため将軍職につくという形で権力を維持した歴代の支配者たちは、天皇を下にも置かず大事にしなければならなかったと考えることができる。明治維新になって、将軍の大政奉還という手法がとられたのも、このように考えれば、納得のできる歴史的視点に立っての政策であったことがわかる。ともに島国という共通の条件を有する中で、イギリスも日

本も、同じ頃、それぞれ「天賦の才」を有する卓越した支配者があって、固有の施策が遂行され、非常によく似た、地方の権限が温存された、万世一系の王朝の存在を誇る国としての歴史を歩むことができたのではないかと思える。「君臨すれども統治せず (The king reigns, but does not govern.)」の歩みが刻まれたのである。

この件について、トレントは「大ロンドン－2000年の成長と発展－」(C. Trent. *Greater London -Its Growth and Development through Two Thousand Years*, Phoenix House, 1965)の中で、次のように述べている。

「新しい国王を受け入れる条件として、ロンドン市民はエドワード懺悔王の時代(1042-1066)に等しい、あるいはより大きい程度の自治 (self-government) を彼らに認める憲章の承認を約束させた。約束は守られた。大司教とロンドンの全ての市民に、ノルマン人であっても、イギリス人であっても、告げられたロンドンの最初の公式の憲章は1068年、あるいは直後に発表された。その最初の項では、『エドワード王の時代』に存在した全ての法律および習慣の保持を高らかに宣言している。この憲章は、今でもギルドホールの書庫で見ることができるが、アングロ・サクソン語で書かれている。このことはロンドンの人たちに対する最大の敬意を表している。」(Trent, p.29)

こうして中央が支配しながら、地方の立場を認める、そのような社会をどのように構築するか。厳しく波乱に富んだ、しかし教訓に満ちたイギリスの歴史が始まったのである。考えてみれば、国王の居住したところが首都であるとすれば、イギリスの首都はロンドンではなく、ウェストミンスターであるということになるのではないか。にもかかわらずロンドンが一般にはひろく首都と認識されてきたのではないか。そういう歴史をイギリスは歩んできたのである。この歩みは、わが国の首都は、江戸ではなく、京都であったという歩みに似ているように思える。

わが国の文献では、橋本勇が次のように述べている。

「イギリスには、ヨーロッパ大陸諸国におけると同様に、国全体を統治する国王が存在するにもかかわらず、大陸とは違った型の地方制度が発展した。その理由は、イギリスにおける最初の統一国家を成立させたノルマン人の侵入以前に、ロンドンをはじめ各地に『自治としての都市』が成立しており、ノルマン王朝の成立は、これらの都市と妥協の上になされたというところにある。すなわち、ノルマン王ウィリアム一世は、イングランドに侵

入したものの、ロンドンを武力で制圧することができず、現在もロンドン塔として残っている付城を築いたのみで、ロンドンの自治を認めざるを得なかった。」(橋本勇『地方自治のあゆみ』135頁、良書普及会、1995年)

王朝と自治体の関係が対等な関係として成立したのは、ウィリアム公爵がロンドンを武力で征服できなかったからではなく、外国の人間が王位につくという場合、王位を維持するためには、既存勢力の力を利用せざるを得なかったからに相違ない。こうして王朝と自治体の関係が、大陸諸国のように上下の関係ではなく、ロンドンの存在のお陰で常に、相対的な対等な関係として生まれた点にこそ、今日につながるイギリスの歴史の原点がある。

イギリスの王朝の歴史からみると、この国の歴史は、王位の継承という作業を通じて、ケルトの上にサクソン、そしてノルマン、フランス、ウェールズ、スコットランド、オランダ、ドイツと、周辺のほとんど全ての民族や国の政治や文化の影響を強く受けながら築かれてきたのである。このような多様な王位継承者による、しかも連続した王位の継承が可能であったのは、まさにロンドンという都市の一貫した権威の存在があったからであるといえる。

広く国民の祝意を受けるべく、エリザベス女王が聖パウロ大聖堂で行われる在位50年(2002年)を祝う式典に赴くのに、彼女は市の門にあたる場所でしばらく待たねばならなかった、また式典の後、女王がわざわざロンドンのシティ・ホールを訪れ、市長と対等に並んで食事をとっている、というような様子がテレビで放映されていた。ここには、歴代の王朝の生みの親であるロンドンに敬意を表するという、ウィリアム1世以来の伝統の姿がありありと示されているように思えた。

2) コモン・ローの体制

イギリスの法律の体制は、コモン・ローの概念を育て、基礎としてきた体制である。コモン・ロー体制の裁判制度では、地域において選ばれた12人の陪審員によって、事実の有無が判断される。このような裁判制度ほど、地方自治の母国といわれるイギリスの地方の自治を育て、守るのに、その基盤として大きな役割を担ってきた制度はないと思われる。わが国でも、平成21年5月から、この制度に学んで裁判員裁判制度が始まった。そのようなコモン・ローの体制は、どのような歴史があって、この国に生まれたのか。

外国からの征服者である、新しい国王を受

け入れる条件として、ロンドン市民はエドワード王の時代と等しい、あるいはより大きい程度の自治を彼らに認める憲章の承認を約束させた。こうして地方に固有の自治の立場を保障する体制の基盤が確保された。そして、ヘンリー1世(1154-1189)の時代、今日の英米法につながるコモン・ローの体制が生まれた。その裁判の方式は、その全てをフランスから学び、その方式が国王裁判所の普及に伴い、全ての地域で共通のものとなったのである。各地方の裁判を担う、その共通の方式のことを、彼らはコモン・ロー(Common Law)、共通の法律、と呼んだ。

トレヴェリアンは述べている。「ヘンリー2世がイングランドに与えた多くの利益のうちの最大のものは、法制上の改革であった。彼が導入した新しい司法上の手続は、イングランドの社会と政治の将来を形成し、『未だ生まれ出ぬ国々において、未だ知られぬことばをもって』英語を話すあらゆる諸国民に対して、明確な思考の習性を与える運命になった。彼が中央の国王裁判所と諸州を巡察するその分枝に対して与えた権力と管理権の増大が、イングランドの『コモン・ロー』の急速な発展を可能ならしめた。」(G.M.レヴェリアン・大野真弓訳『イギリス史1』151頁、みすず書房、1974年)

「コモン・ローは英語を話す諸国民の偉大な遺産である。それは、近代において英語を話す諸国民を、思考の習性の点で、ラテン・ローマの伝統の世界から、鋭く区別した。それにもかかわらず、コモン・ローはノルマン征服の結果であった。・・債務debt、契約contract、相続人heir、侵害trespass、支払いpay、貨幣money、裁判所court、裁判官judge、陪審員juryのごときある種のことばを用いることなくしては、人はいかにして法律に関する唯一つの文章をも書けるであろうか。しかし、すべてのこれらのことばは、フランス人からわれわれに伝えられたのである。イギリス法が支配的である世界中の諸地域において、ノルマンディのウィリアムとヘンリー・オブ・アンジュ(2世)に対して毎日尊敬が払われている。」(トレヴェリアン『イギリス史1』、152頁)

エドワード1世の時代(1272-1307)には、インズ・オブ・コートができてきた。ここには裁判官が住み、研究する場所もつくられたが、次第に学校に発展していった。コモン・ローの法曹は、全てここにできたロンドンの4つの法学院、リンカーンズ・イン、グレイ・イン、インナーテンブル・イン、ミドルテンブル・インで養成された。これらの法学院を卒業した人たちがイギリスの司法界を支配

してきたのである。オックスフォードやケンブリッジを卒業した人も、イギリスの法曹界では全く発言権をもたなかった。その伝統は、営々と今日まで継承されている。



リンカーンズ・インの正門

3) 議会制度

陪審制度を基盤としてロンドンを代表として自律的に存在する自治体と王朝が協議する場として生まれたのが、議会である。

「サクソン時代にはウィテナゲモートという長老の会合が国事を決していた。ノルマン人が入ってから、これは『王の諮問会』となったが、封建的な性質が加わって、主として王の臣下の会議であった。・・・大憲章の中ではその最も重要な項目として、この会に収税に関する発言権を与えることが規定された。それから更にヘンリー3世(1216-1272)の時代になると、この会は既にパーラメントと呼ばれ、王はこれに諮問することなくして勝手に政治上の大事を決したり、もしくは税を取り立てたりしてはならないということが主張された。このようにしてパーラメント(議会)を中心とする上流階級の同意なくしては政治が出来なくなったため、議会は次第に重要なものとなった。」(今井登志喜『英国社会史上』111頁、東大出版会、1953年)

63か条から成るマグナ・カルタが1215年に制定された。王の決定だけでは戦争協力金などの名目で税金を集めることができないと定められた。そして、「1265年、シモン・ドゥ・モンフォールの召集した議会があった。現在の議会のはじまりであると言われるのは、彼の創意により、僧俗のバロンの他に各州より2人宛の騎士(自由民)と、同じく各都市より2人宛の代表者が召集せられたからであった。・・・殊に後に模範議会と呼ばれるようになった1295年の議会からは、永続的、規則的に平民が召集されるようになった。・・・なお1295年の議会に出たものは2人の大司教、18人の司教、70人の僧院長、7人の伯、

41人のバロンと74人の州の代表、220人の都市代表であった。」(今井、114頁)

「イングランド人は、外国の参加や外国の模範なしに独力で、議会政治制度、地方行政、言論・人身の自由を発展させ、これらは、絶対王政、中央集権的官僚制度、国家に対する個人の服従という方向へ急速に進みつつあった大陸諸国での支配的傾向とは明瞭な対照を示すものであった。」(トレヴェリアン『イギリス史2』108頁)

フランスの絶対王政は1614年から1789年まで議会を閉鎖したが、イギリスではこれが完全に閉鎖されたことはなかったとされる。

4) 救貧法体制

ローマ・カソリックが実質的に中世のヨーロッパを支配してきた、その基盤になった最大のものは、全ヨーロッパに張り巡らされた修道院の体制である。修道院は、各地域にあって、宗教活動にとどまらず教育、福祉、労働などのあらゆる面で人々の生活を支えていたと思われる。ヘンリー8世(在位1509-1547)が、ローマから独立するといった場合、修道院の解体は、最も重要、かつ不可欠の作業であった。そして1536年に小修道院解散法(244か所)を制定し、1539年に大修道院解散法(184か所)を制定して、全土の修道院を解体したのである。そして、修道院が解体された段階では、修道院に代わって、人々の福祉を担う体制が必要となってきたことは明らかである。そこで進められたのが、救貧法体制の構築であり、集大成したのが1601年のエリザベス救貧法である。

救貧法(Poor Law)では、各教区(parish)を単位として、各教区に救貧税(poor rate)を徴収する権限が認められ、教区の貧しい人の世話はこの財源をもとに、自ら対処しなさいとされた。各教区に自ら税金を集めるというような権限を認めることは、絶対王政の推進という点から考えれば、本来、認められるはずのないものである。しかしイギリスには、ロンドンを代表として地方の自律性が認められてきたという伝統がある。そして、新しい福祉のあり方が、宗教に少しでも依拠するところがあれば、またたく間に再びローマ・カソリックがしのびよってくる可能性がある。

こうして生まれた救貧法体制は、第1に地方の自律性を認めていること、第2に宗教から最大限遠いところに位置づけられた、というところに最も大きい特徴があった、と思われる。結果として、イギリスの人たちは、「自分のことは自分でやる」というコモン・ローの伝統の上に、宗教の「慈恵(charity)」の理念から独立して、人々が互いに支えあうと

いう「共済(mutualism)」という理念のもとに、住民の救貧という事業を担う主体として、徴税権を基盤とした自律的な力を有する「地方」を生み、育てたのである。そして、このとき生まれた「地方」が担う救貧の制度が、今日に継承される人類に普遍的な社会保障の原型となったのである。

5) 医学は「最高」「最善」

ヘンリー8世の宮廷はどの大学よりも学者を沢山かかえていたとされる。1516年、エラスムス(Desiderius Erasmus, 1466-1536)の友によって一つの文学作品が発表された。トーマス・モア(Thomas More, 1478-1535)による『ユートピア』(Utopia, not a placeどこにもない国、モアの造語)である。

(1) トーマス・モアの「ユートピア」

ラファエル・ヒロスデイ「しかしながら、モアさん、私は思うまま、率直に申し上げるのですが、財産の私有が認められ、金銭が絶大な権力をふるう所では、国家の正しい政治と繁栄とは望むべくもありません。・・・ですから私はユートピアの、つまり、すくない法律で万事が旨く円滑に運んでいる、したがって徳というものが非常に重んじられている国、しかもすべてのものが共有であるからあらゆる人が皆、あらゆる物を豊富にもっている国、かようなユートピアの人々の間に行われているいろんすすぐれた法令のことを深く考えさせられるのです。」(トーマス・モア著 平井正穂訳『ユートピア』61頁、岩波文庫)

ラファエル・ヒロスデイ「こういうわけで、私有財産権が追放されない限り、ものの平等かつ公平な分配は行われがたく、完全な幸福もわれわれの間に確立しない、ということ私は深く信じて疑いません。」(モア、63頁)モア「私は一切のものが共有である所では、人間はかえって幸福な生活を営むことができないのではないか、という気がします。と申しますのは、各人がその労働にあまり精をださない所では、果たして物資その他のものが豊富にあるでしょうか。自分の利益という觀念があればこそ仕事にも精を出すのですが、他人の労働を当てにする気持があれば、自然、人は怠けものにならざるをえません。したがって、もし、人々がひどく貧乏し、しかもせっかく汗水たらして働いてえたものを自分のものとして守ろうにも、そういうなんらの法律も権利もないということになれば、そこには必然的にたえざる暴動と流血が起るのではないのでしょうか。特にそれは、役人の権力と権威が失われている時に甚しいのではないのでしょうか。もっとも、上下の差別の全然な

いそういう人々の間において、権力や権威などというものが果たしてどんな風にたもたれてゆくものか、私には想像もつきません。」(モア、64頁)

『ユートピア』の中で、私有財産制度の否定という、いわば非常に危険ともいうべき理念を主張した。何故、許されたのか。モアの『ユートピア』には、まさに徒弟や信徒という名目のもとに厳しく人々の生活を牛耳るギルドや教会の体制から人々を解き放つ、新しく生まれた絶対王政に期待される新しい人間の理念の地平が示されている、とヘンリー8世は思ったのではないか。ここには中世から近代へすすむ人類の歴史の足音が聞こえるように思える。

『ユートピア』の中で医学について、次のように描いている。

ラファエル・ヒロスデイ「医学の助けを必要としない点にかけて世界の中、恐らくユートピアに及ぶ国はないと思われるが、その反面この国ほど医学を尊重する国もほかにない。彼らは医学の知識をあらゆる科学のうちの最高・最善の一つに数えているのである。われわれがこの学問の力によって自然の神々を探求する時、われわれはそこに脅威にみちた大きな喜びを感じるとともに、自然の創造主の賞讃をうることができる、と彼らは考えている。創造主がこの荘厳雄大な世界を創ったのも、他の発明者の場合と同じように実に人間に見てもらうためにほかならなかったからである。」(モア、128頁)

医学を全ゆる科学の中で「最高」「最善」の一つに数えるという、『ユートピア』の論理は、ギルドや教会に占有される人間像に対して、新しい人間像に迫る論理として驚く程に斬新であり、明らかに中世を越える感覚に満ちている、といえるのではないだろうか。1543年、ヴェザリウス(1514-64)の『人体解剖図譜』を生んだ、イタリア・ルネサンスの人間発見の思想の影響をも見るができるのではないか。医学を「最高」「最善」の位置に置くという論理を通じて、新しい人間像を明らかにすることができる。医学は絶対王政を担うかけがえのない役割を担うことになったと考えられる。

(2) ロンドン王立内科医学会の成立

大学で医学を学んだ人、イギリスでいえばオックスフォード大学やケンブリッジ大学で医学を学んだ人が、フィジシャン(physician)と呼ばれた。内科医と訳されている。彼らが診るのは、貴族や裕福な人たちに限られていた。

医学は、科学の中で、「最高」「最善」とさ

れる中で、1518年9月23日、ヘンリー8世によって勅許が授与され、ロンドンとその周囲7マイルにおいて医療を行う学識ある人たちの恒常的学会設立の請願が認められ、ロンドン王立内科医学会(Royal College of Physicians of London)が設立された。

請願の署名者は、トーマス・リネイカー(Thomas Linacre, 1460-1524)を代表とする王室内科医3名、内科医3名の医師6名に、時の枢機卿トーマス・ウルジー(Thomas Wolsey, 1474-1530)であった。学会設立によって、ロンドンとその周囲7マイルの範囲においては、オックスフォード大学やケンブリッジ大学の卒業生以外の者は、何人も学会長と学会の許可なくして医療を行うことを禁じられた。

学会の長はPresidentと呼ばれ、彼の前では全ての会員は平等であるとされた。親方もない、弟子もない、会長に対して全ての者が直接の責任をもつという、そうした学会のあり方は、ギルド、あるいは教会の古く強固な体制に対しては、まさに時代を画する挑戦になったのではないか。そこにこそ内科医学会が今日にまで存在し、その権威の保持を可能としてきた基盤があるのではないかと思える。そのあり方は、それまでのギルドの徒弟制に対していえば、プロフェッションと呼ばれるべきものであろう。

トーマス・モアの私有財産制を否定した『ユートピア』、またマルチン・ルター(Martin Luther, 1483-1546)の積善主義を排した宗教改革などの理念が、イギリスのRenaissanceともいうべき「人間発見」を目指す新しい時代の空気をつくる中で、オックスフォード大学やケンブリッジ大学を卒業した医師(physician)に目をつけ、大学の「学問」という立場に立って、ヘンリー8世はロンドンという世界に入り込むために、こうしてプロフェッションという概念を生み出すことになったといえる。

(3) アポセカリー協会の発足

古来より、庶民の医療を担ってきたのは、アポセカリー(apothecary)である。彼らは、元来、食料品組合(Grocers' Company)に属していた。一般の人たちが、身体に何かの症状がある時には、アポセカリーを訪れた。彼らは、徒弟制によって養成される街のクスリ屋さんである。訪れる人の話を聞いて相談にのり、判断をして症状に即した薬を調剤することが、彼らの仕事である。実質的に、彼らが街の一般の人たちの医師であったということになる。

こうしてフィジシャンとアポセカリーとい

う2種類の医師が、ヨーロッパ世界では中世を通じて存在した。そして、ロンドンという大きな商業都市が存在したイギリスでは、アポセカリーは大きな勢力をもっていた。こうして勢力を争う、フィジシャンとアポセカリーという2種類の医師が存在したということが、この国の医療制度のあり方に決定的な影響を与えることになる。

フィジシャンとアポセカリーの違いは、フィジシャンは、貴族や裕福な人の自宅を訪れ、診察を行い、クスリの処方をして、患者から謝礼を受け取った。これに対し、アポセカリーは店を訪れる人の相談にのって調剤を行うが、その場合、調剤した薬剤の代金は請求できるが、相談にのって判断する、その判断料の請求は認められなかった。この判断料を請求できる身分を確保することが長年の彼らの願望であった。そしてこういう体制が、医薬分業体制と呼ばれた。長い中世を経て、時代がルネッサンスを迎える16世紀初頭、イギリスではヘンリー8世が絶対王政の確立を目指す時代を迎えていた。そういう背景の中で、フィジシャンたちが、王の勅許を得て、ロンドン王立内科医学会を1518年に設立した。

一方、ロンドンを拠点としたアポセカリーたちには、いつも人々の身近にあって、医療を担っているのは自分たちだという自負があった。アポセカリーたちは、患者の相談にのって判断したことに対し判断料を請求できる、資格が認められることを願っていたことはいくまでもない。それに強く反対したのは、もちろん内科医学会である。そういう中で、1617年に有名なベーコン（Francis Bacon, 1561-1626）の支援を受けて、内科医に対等な自立的な自らの立場の獲得を目指して、1617年に食料品組合から独立してアポセカリー協会（Society of Apothecaries）を設立した。以降、内科医学会とアポセカリー協会の長い論争が続くことになる。こうした論争を通じて、フィジシャンとアポセカリーという、2種類の医師の伝統がイギリスの医療体制の中で育ってきたといえる。

内科医は、貴族や裕福な人たちの主治医であり、ロンドンで診療を受ける20人のうち19人が、アポセカリーを訪れてとされる。ペストの大流行の時、多くの内科医は金持ちの患者と一緒に町から田舎へ逃げてしまい、市民の面倒をみてきたのは主としてアポセカリーであったというのは、有名な話である。

外科を行う人は、サージャン（surgeon）と呼ばれた。彼らは、ほとんどの人が理髪業を主な生業としており、バーバーサージャン（barber-surgeon、理髪外科医）の組合に

所属していた。イングランド王立外科医学会（Royal College of Surgeons of England）が創設されたのは、1800年である。

6) ふたつの中心のある社会

自律的な商都としてのロンドンがあり、境を接してウェストミンスターに歴代の王朝の宮殿が存在したという姿に象徴される、ふたつの中心が存在する社会の構造、楕円の世界の構築こそ、イギリスの人たちの1000年の歴史を貫く基本の姿勢ではなかったのか。王朝の宮殿が存在するところが首都であるとすれば、イギリスの首都はウェストミンスターであったはずである。しかしイギリスの首都は名実ともにロンドンであって来た。そういう歴史の中で、裁判においてコモン・ローの体制が生まれ、福祉における救貧制度が生まれ、プロフェッションの理念を軸とした医療体制が生まれた。

こうしてこの国では、王室によって生まれたフィジシャンと、ロンドンによって育てられたアポセカリーというふたつの種類の医師が存在し、今日では病院の医師と地域の医師として、その伝統が継承されているということも、この国の、国王とロンドンという、ふたつの中心を有した歴史のあり方を鮮明に反映しているように思える。

これに対し、欧米先進諸国に「追いつき、追い越す」を合い言葉に、わが国では明治以降、国の発展に役立つ画一的な制度をつくる、画一的な人間を育てる大学をつくる、そういう歩みが刻まれてきたといえるであろう。しかし今日、すでにわが国は、「追いつき、追い越せ」の時代を卒業して、世界の国々の中でも、先頭に立っていることは明らかになってきた。だとすれば、「追いつき、追い越す」ための制度ではなく、まさに「自分のことは自分でやる」ための制度を構築しなければならない時代を迎えているのではないか。そう考えれば、例えば、唐突に実施されたように思える、2004年度の「国立大学法人制度」も、2009年度の「裁判員制度」も、大学やコモン・ローの歴史からすれば、「自分のことは自分でやる」、そういう社会の構築を目指したまさに第一歩であるといえるのではないか。

（次号に続く）